

石綿健康被害救済小委員会の運営方針について

平成28年4月20日
石綿健康被害救済小委員長決定

「中央環境審議会の運営方針」（平成13年1月15日総会決定）及び「中央環境審議会環境保健部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について」（平成13年2月9日 環境保健部会長決定）に規定するもののほか、石綿健康被害救済小委員会の運営に関し必要な事項を下記の通り定める。

記

1. 公開した小委員会については、石綿による健康被害を受けた方など当該会議の傍聴が困難な方への迅速な情報提供を図る観点から、当該会議出席委員の了承を得て調製された会議録を公開するまでの間に限り、当該会議の音声を開示する。
2. 当該音声の開示については、当該会議の終了後、可能な限り速やかに、当該音声の電子データを環境省ホームページに掲載することにより行う。
3. 当該音声については、当該会議の会議録として取り扱わない。

以上